第３号様式(第８条関係)

|  |
| --- |
| 　 |
| 　 | 基準適合認定申請 | 　 |
| 手数料額計算書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第１項の規定による申請） |
| １　計画の評価方法(該当する□にレを記入） | 住宅部分：□　性能基準　　　　　□　仕様基準又は誘導仕様基準□　モデル住宅法　　　□　フロア入力法非住宅部分：□　モデル建築法　　　□　標準入力法等 |
| ２　手数料額の計算 |
| 　 | 申請の種類（該当する□にレを記入） | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | 　 |
| □一戸建て住宅の申請の場合 | 床面積 | m2 | 別表　三の五の㈠の⑴円 | 別表　三の五の㈡の⑴円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物の申請の場合 | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く | m2 | 別表　三の五の㈠の⑵のイ円(a´´) | 別表　三の五の㈡の⑵のイ円(A´´) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表　三の五の㈠の⑵のロ円(b´´) | 別表　三の五の㈡の⑵のロ円(B´´) |
| 合計 | m2 | (a´´)＋(b´´)円 | (A´´)＋(B´´)円 |
| 合計　　　　　　　　　　　　　　円　　(注意)　１　「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。　２　「適合証等」とは、申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。　３　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。 |

(日本産業規格Ａ列４番)